

南海トラフ地震に関連する情報・発生に備えた対応

平成29年11月、気象庁がこれまでの「東海地震に関連する情報」について発表を止め、新たに「南海トラフ地震に関連する情報」を発表しました。それを受け御前崎市では、本情報発表時の防災対応について、国や県の動向を踏まえながら現在検討中です。

本校では当面の間、御前崎市教育委員会が示した暫定的な対応に基づき、下記のとおり対応します。

記

- 1 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合」で、市又は市教育委員会からの情報・指示があった場合

	対 応
在 宅 時	【生徒】 保護者とともに避難します。 【職員】 原則として通常通り出勤する。
在 校 時	【生徒】 避難後、早急に下校する。（状況によっては保護者への引き渡しを行う。） 【職員】 生徒を避難誘導した後、早急に下校をさせることを原則とする。職員は通学路につき、安全に配慮する。（状況によっては保護者への引き渡しを行う。）
登下校時	【生徒】 情報を入手した場所が、自宅寄りであれば「帰宅」、学校寄りであれば「登校」します。 【職員】 原則として出勤し、通学路の点検、生徒の避難誘導、下校を行う。（状況によって保護者への引き渡しを行う。）

- 2 南海トラフ地震（大地震）が発生した場合

	対 応
在 宅 時	【生徒】 保護者とともに避難する。 【職員】 震度6弱で全教職員が学校に出勤し、配備に就く。 難しい場合は、近隣の小中学校に出勤し、所属長の指示を仰ぐ。 生徒の安否確認、被害状況の把握を行う。
在 校 時	【生徒】 原則として学校に待機させます。津波警報（注意報）が出されている場合には、御前崎総合病院または大山不動尊に避難する。（周囲の安全が確認された場合は、保護者への引き渡しを行う。） 【職員】 全職員が直ちに配備に就く。
登下校時	【生徒】 情報を入手した場所が、自宅寄りであれば「帰宅」、学校寄りであれば「登校」する。 【職員】 原則として、在宅時の職員の対応に準じる。

- 3 留意事項

- 保護者への連絡は、きずなネット学校連絡網により行うことを基本とします。ただし、大地震発生によりライフラインが途絶した場合、本校では「NTT災害用伝言ダイヤル」を用いる。
- 学校で待機している生徒の安否確認等を保護者が行いたい場合（学校側の発信情報を聞く）
171+2+学校の電話番号（0537-86-3355）

災害用伝言ダイヤル利用方法

1 利用する場合 絆ネット、電話が利用できない時

2 手 順

(1) 固定電話、携帯電話、スマホ等から171をダイヤルする。

(2) ガイダンスに従い、2(に)をダイヤルする。

【ガイダンス】

こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。

録音される方は1(いち)、再生される方は2(に)、暗証番号を利用する録音は

3(さん)、暗証番号を利用する再生は4(よん)をダイヤルしてください。

(3) ガイダンスに従い、電話番号(0537863355)を入力する。

【ガイダンス】

被災地域の方は御自宅の電話番号を、または連絡を取りたい被災地域の方の

電話番号を市外局番からダイヤルしてください。

(4) ガイダンスに従い、1(いち)をダイヤルし、メッセージを再生する。

【ガイダンス】

電話番号0537863355の伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機

を御利用の方は数字の1(いち)を押してください。ダイヤル式の方はそ

のままお待ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し

ください。

新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返すときは数字の8(はち)、次の

伝言に移るときは数字の9(きゅう)を押してください。

(5) メッセージが確認できたら、電話を切る。

津波に備えた対応

1 津波に関する情報が発せられた場合（強い揺れを感じた場合）

場 面	災 害 対 応 策
◆強い地震を感じた	高台か指定の避難ビルへ避難
◆津波警報が出た	
◆津波注意報が出た	海岸にいる人は近くの高いところへただちに避難
◆警戒宣言が発令された	津波の危険が予想される地域の人はずただちに避難

津波に対する心得

- 情報収集は、安全な場所へ移動してから、正しい情報をラジオ、テレビ、広報などを通じて入手する。
 ○津波注意報でも、海辺の活動は行わない。○必ずしも第1波が最大とは限らない。
 ○少なくとも12時間は警戒が必要である。○引き波があるとは限らない。

2 場面に応じた災害への対応（命を守る）

場 面	災 害 対 応 策
在宅中	「津波警報（注意報）が出された場合」 ・保護者や近所の方の管理の下、指定場所に避難する。
登下校中	「登下校中に津波警報（注意報）が出された場合」 ・高台か指定の避難ビルへ避難 *バス通の生徒は、運転手の指示に従う。
授業中等	「生徒が在校中に強い地震に引き続き、津波警報（注意報）が出された場合」 ・学級ごと、担任（教科担任）の誘導で、御前崎総合病院、大山不動尊の場所に避難をさせ、生徒の安全を確保する。 *避難途中の交通には充分注意する。
学校外活動中	「校外活動（大会参加）中」 ・施設管理者や大会本部は災害対策本部の指示に従って、生徒の安全を確保する体制をつくる。 「他の地域において校外活動していた場合」 ・引率職員と連絡を取り、安全な地域に待機させる体制をとる。
休業日 勤務時間外	「休業日等で生徒が活動している場合」 ・学校に登校している教職員で、学校避難場所に誘導する。 「教職員が在宅の場合」 ① ただちに学校に出勤する。（震度6弱以上） ② 生徒の所在の確認をとる。 （できるだけ速やかに、学級担任は学年主任に生徒の所在の確認を報告する。学年主任は学年生徒の所在について教頭に連絡する）